

教育に関する「大綱」の策定の考え方について

1 「大綱」の定義

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、地方公共団体の長は、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の方針を、総合教育会議での協議を経て大綱として定めることとされました。

2 期間

大綱が対象とする期間については、法では定められてはいないが、首長の任期が４年であることや国の教育振興基本計画の対象期間が５年であることなどから、５年程度を想定しています。

3 大綱の策定に関する基本的な考え方

（１）他の計画との関係

大綱の策定については、地方公共団体が定めている計画において、その中の目標や施策の方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができるものとされていることから、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることとした場合には、大綱を策定する必要はないこととしています。

（２）基本的な考え方

市民と行政が一体となってまちづくりを進める基本的な指針である、足利市第７次総合計画を策定中であり、今年度策定するものです。この計画において、各分野別の基本計画を定め、基本方針や施策の展開を定めることとしていることから、この計画をもって大綱に位置付けていく考えです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。